> 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 川崎市市民・こども局こども本部こども福祉課長

請求に係るサービス等利用計画及びモニタリング報告書の提出先について(依頼)

日頃、本市障害者福祉事業施策に御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

10 月末に開催しました平成 26 年度集団指導でも御説明させていただきましたが、平成 27 年 1 月から利用者の管理に係るシステムを更新する予定です。それに伴い、標記の件につきまして、以下のとおり取り扱いを変更いたしますので、御協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

○提出先

各区役所(支所)障害担当(障害計画課又はこども福祉課への提出は不要)

※支給決定等の際に各区役所(支所)障害担当へ御提出された書類を兼用しますので、請求のために改めて御提出いただく必要はありません。

○提出期限

サービス提供月翌月の11日(必着)

○対象月

平成27年1月に請求を実施する提供月分から

- ※貴事業所が所在する区の区役所ではなく、当該利用者に受給者証を発行した区役所に御提出ください(最寄りの窓口にまとめて御提出しないでください)。
- ※計画作成日及びモニタリング日につきましては、集団指導で御説明しました基準で御記載ください。

障害計画課給付係

TEL 044(200)2675 FAX 044(200)3932 こども福祉課障害児福祉係

TEL 044(200)3609 FAX 044(200)3638